

# 策定にあたって

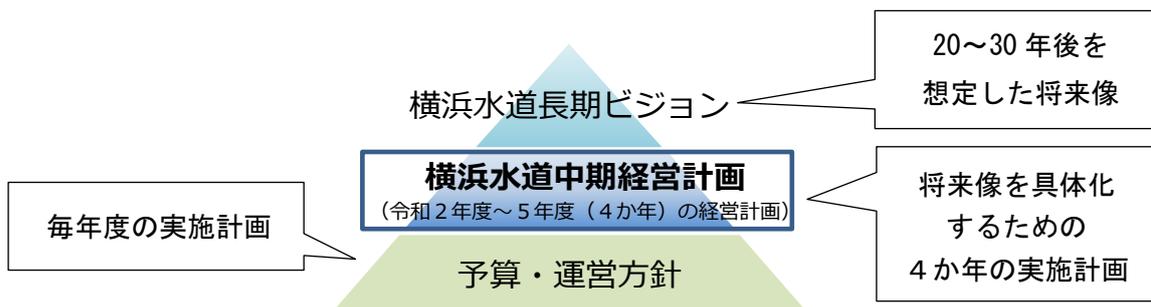
## 1 中期経営計画の位置付け

水道局では、持続可能な水道事業と工業用水道事業<sup>※1</sup>の経営を行うためには、お客さまや事業に関わる皆様と目指すべき将来の姿を共有することが重要と考え、平成28年3月に20年後から30年後の将来像を描いた「横浜水道長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」といいます。）を策定しました。

この長期ビジョンで描く将来像を具体化するため、中期経営計画を策定し、これに基づき毎年度の予算や運営方針を策定し事業を進めています。

本計画は、平成28年度から令和元年度までの第1期計画に続く、令和2年度から5年度までの第2期の中期経営計画となります。

なお、本計画は、本市全般の基本計画である「横浜市中期4か年計画」と同様に4か年を計画期間とするとともに、総務省が公営企業に策定を求めている「経営戦略」<sup>※2</sup>として位置付けています。



年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
水道局					横浜水道長期ビジョン (20～30年後の将来像)								
中期	横浜水道 中期経営計画 (H28～R元)				横浜水道 中期経営計画 (R2～R5)					次期中期経営計画 (R6～R9)			
国・本市	★H30.12 改正水道法が成立 ★R元.10 改正水道法が施行 新水道ビジョン(H25.3策定)												
	横浜市中期 4か年計画 2014～2017		横浜市中期4か年計画 2018～2021										

各種計画との関連及び体系のイメージ

※1 京浜工業地帯の地下水くみ上げによる地盤沈下対策として昭和35(1960)年に創設。製造業をはじめとした企業に塩素処理等をしていない工業用水を供給しており、水道事業とは別会計で運営しています。

※2 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。平成26年8月の総務省からの通知において、各公営企業の経営環境が年々厳しさを増している中、「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと等により、必要な住民サービスを安定的に継続することが求められています。

## 「横浜水道長期ビジョン」で目指す将来像

### ■基本理念

#### 「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」

横浜市水道局は、地方公営企業として、安全で良質な水を安定してお届けするとともに、地域や社会からの要請に適切に応えることで、安心な市民生活と経済・産業など活力あふれる都市活動の源となり、横浜の未来を支えていくことを目指します。

### ■基本姿勢

**【確かな信頼】** 私たちは、お客さまや関係者の皆さまとの間に、より深い信頼関係を築くため、水道事業体として求められる役割に全力で応えます。

**【多様な連携】** 私たちは、民間企業などの様々なパートナーと連携することで、より質の高いサービスを提供し、水道事業の発展を推進します。

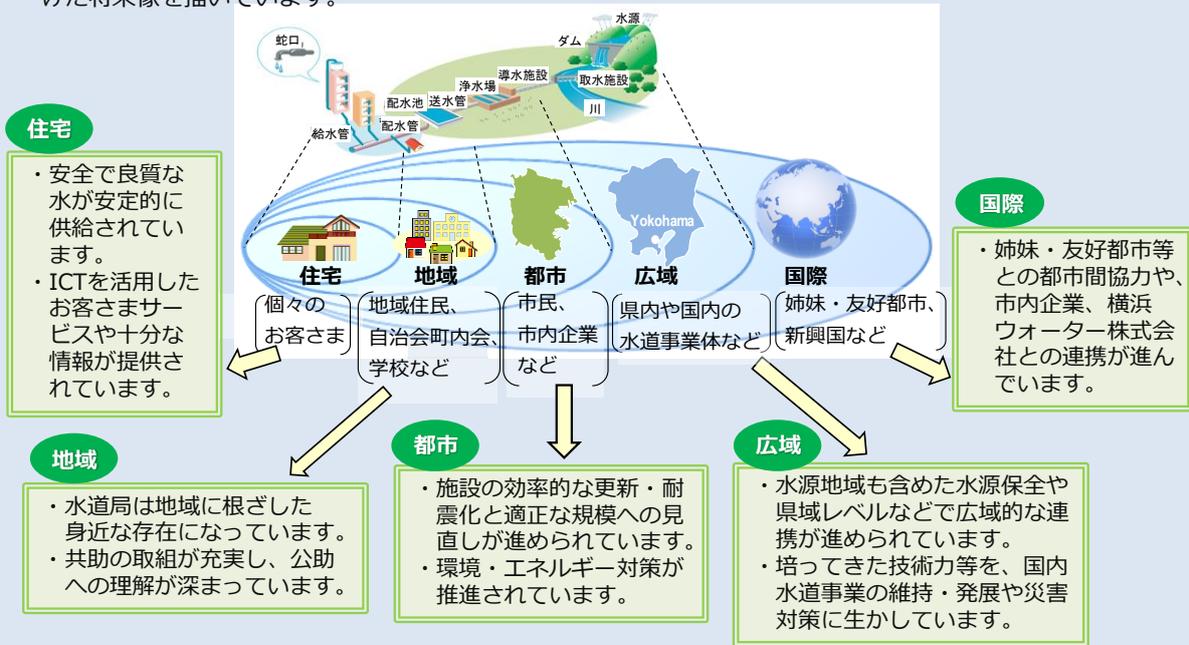
**【果敢な挑戦】** 私たちは、現状に留まることなく変化に柔軟に対応し、困難な状況にも果敢に挑戦して国内外の水道事業の課題解決に取り組みます。



基本姿勢の「3つのC」

### ■将来の姿

お客さまや水道事業に関わる方々が、それぞれの立場で将来をイメージしやすいように5つの領域に分けた将来像を描いています。



### 水道法第1条と長期ビジョンの基本理念

水道法第1条には、この法律の目的として「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」と規定されています。

本市では、水道法第1条の目的を踏まえ「地方公営企業として、安全で良質な水を安定してお届けすること」を通じて、「横浜の未来を支えていく」という思いを込め、基本理念に「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」を掲げています。

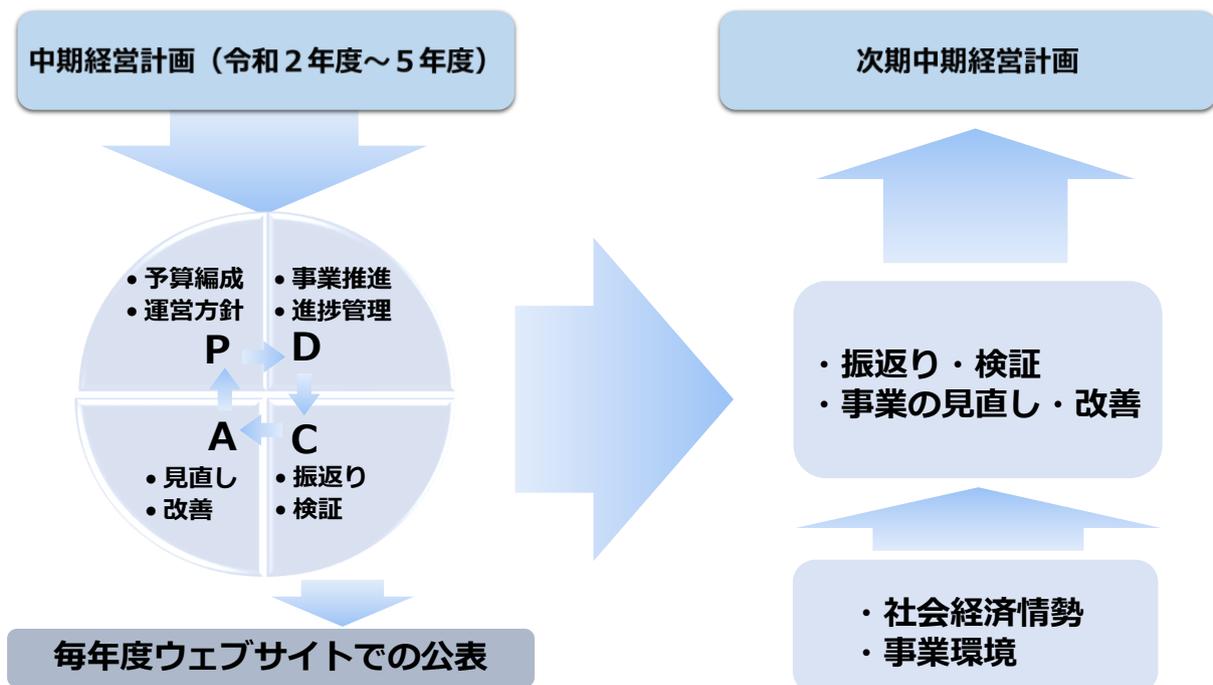
## 2 計画の進行管理

本計画では、長期ビジョンの基本理念である「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」の実現のため、6つの施策目標を掲げ、目標達成に必要な事業や取組を実施します。

また、各施策目標に指標を設定しており、この指標により各施策目標の達成状況を分かりやすく示し、本市ウェブサイト等で公表します。

本計画に盛り込まれた事業や取組は、社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確にとらえながら、毎年度の予算編成や局運営方針を策定する中で具体化していきます。

次の中期経営計画については、本計画の各事業や取組の実施状況の振り返りを行い、目標の達成度の確認と事業見直しを行った上で、社会経済情勢や事業環境を踏まえ策定します。

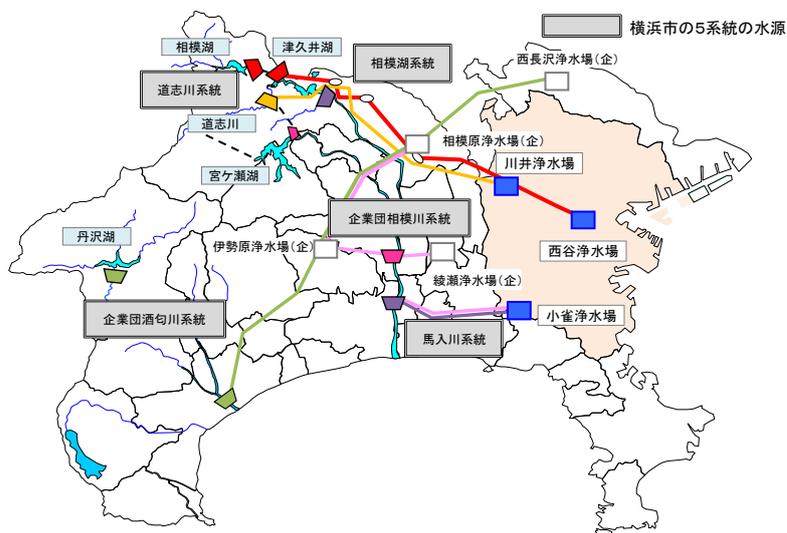


中期経営計画進行管理のイメージ

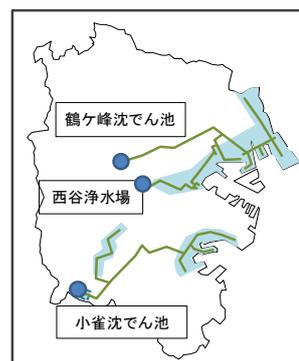
### 3 横浜市の水道の仕組み

#### (1) 横浜市の水源及び浄水場

本市は、道志川系統、相模湖系統、<sup>ばにゅう</sup>馬入川系統、企業団（下段参照）<sup>きかわ</sup>酒匂川系統、企業団相模川系統の5系統の水源を保有しています。



水源系統図



工業用水道の給水区域

名称	概要	保有水源量	
		水道	工業用水道
道志川系統	道志川の河川水を水源としており、川井浄水場へ送られています。横浜市の独自水源です。	172,800m <sup>3</sup> /日	
相模湖系統	相模湖の水を水源としており、西谷浄水場へ送られています。横浜市、神奈川県、川崎市との共同水源です。	394,000m <sup>3</sup> /日	86,000m <sup>3</sup> /日
馬入川系統	津久井湖の水を水源としており、小雀浄水場へ送られています。横浜市、神奈川県、横須賀市との共同水源です。	284,700m <sup>3</sup> /日	246,000m <sup>3</sup> /日
企業団酒匂川系統	丹沢湖の水を水源としており、神奈川県内広域水道企業団の伊勢原、相模原、西長沢などの浄水場へ送られています。 (全体で1,564,300 m <sup>3</sup> /日)	605,200m <sup>3</sup> /日	
企業団相模川系統	宮ヶ瀬湖の水を水源としており、神奈川県内広域水道企業団の綾瀬、相模原などの浄水場へ送られています。 (全体で1,300,000 m <sup>3</sup> /日)	499,000m <sup>3</sup> /日	
合計		1,955,700m <sup>3</sup> /日	332,000m <sup>3</sup> /日

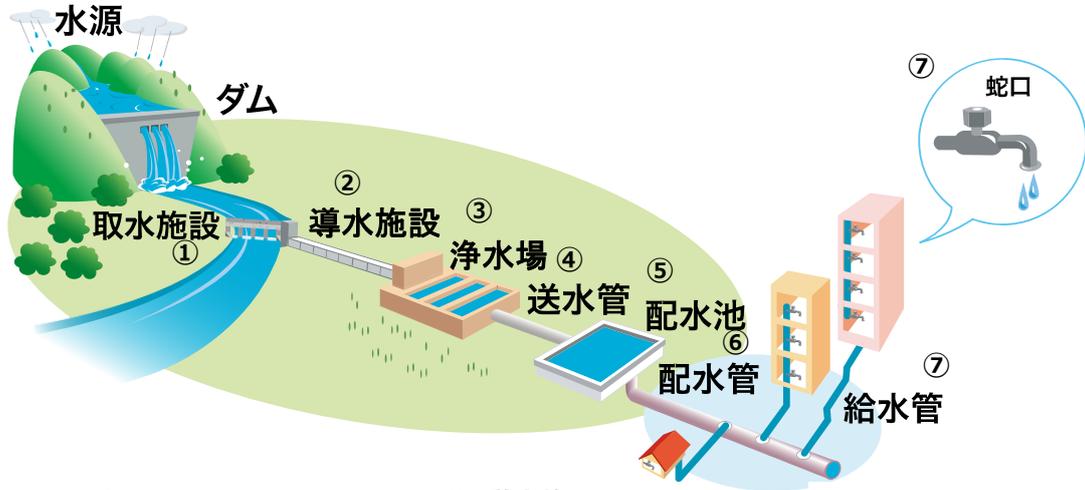
#### 神奈川県内広域水道企業団

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の4団体は、水道施設の重複投資を避けるとともに、施設の効率的な配置や管理などを目的として、昭和44(1969)年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立しました。企業団は河川から取水した原水を浄水処理して4団体に供給する一部事務組合<sup>※1</sup>です。現在、横浜市の企業団からの供給量は総給水量の2分の1を占める状況にあります。

※1 行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する特別地方公共団体です。

## (2) 水道水が届くまで (水道システム)

ダムや河川を水源とし、様々な施設を利用して、お客さまに安全で良質な水を安定的にお届けしています。



① 取水施設



ダムや河川の水を安定的に取水するための施設です。

② 導水施設



取水された原水を浄水場に運ぶ施設です。導水管やポンプ設備などがあります。

③ 浄水場



原水の濁りや臭いを取り除き、安全で良質な水道水を造る施設です。市内に川井、西谷、小雀の3つの浄水場があります。

⑥ 配水管



配水池から給水管まで水を運ぶための管です。送配水管合わせて約9,300 kmあります。

⑤ 配水池



浄水場から出た水を貯留し、水の使用量に合わせて給水量を調整する施設で、市内に22か所あります。災害時には飲料水を確保します。

④ 送水管



浄水場から配水池に水を運ぶための管です。

⑦ 給水装置  
(給水管・蛇口)

配水管からお客さまの家まで引き込まれた給水管、止水栓、蛇口などの給水用具です。給水装置はお客さまの所有となります(メーターは除く)。

